

## 仕様書

### 1 委託業務の名称

宮城県ブランド鶏卵・豚肉消費促進イベント等実施業務

### 2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

### 3 業務の目的

宮城県では独自の銘柄（ブランド）を掲げる鶏卵・豚肉が多数生産されており、その認知度向上と消費拡大推進のためには、主に県内の消費者に対して、魅力を発信していく必要がある。

本業務は、多様な宮城県内の独自銘柄鶏卵・豚肉の魅力を主に県内の消費者に対して発信し、認知度向上や消費拡大につなげることを目的とする。また、一般消費者への消費促進に加え、当該鶏卵・豚肉の生産者や、当該鶏卵・豚肉を活用した商品の取扱事業者が消費者ニーズを体感できる機会を創出することにより、県産銘柄鶏卵・豚肉の継続的かつ安定的な流通・販売の促進を図ることを目的とする。

### 4 業務の内容

本業務の目的を達成するために、下記（１）～（５）の業務を行うこと。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施し、事業費に含めること。

#### （１）販売会の開催

県民を主とする多くの消費者に、多様で特色ある県産銘柄鶏卵・豚肉の魅力を伝え、購買を訴求する販売会を実施すること。

会場は県内の主要交通拠点であり、交流人口の多いＪＲ仙台駅又はその他の会場での開催とすること。その他の会場での開催とする場合は、百貨店や専門店、交通・観光拠点等、県内の主要拠点であり、集客や交流人口の多い場所を選定し提案すること。

販売会の企画・運営に係るすべての事務は受注者が行うこと。業務の内容は次のとおり。

#### ① 概要

##### ア コンセプト

県民を主とする多くの消費者が、多様で特色ある県産銘柄鶏卵・豚肉の価値と魅力に触れ、地産地消の意識を醸成し、消費意欲を高める機会を創出する。

同時に、県内食産業関連事業者が消費者ニーズを体感し、商材としての県産銘柄豚肉・鶏卵の優位性を再認識することで、継続的な活用及び販路拡大へとつなげる。

##### イ 販売会名称及びキャッチフレーズ

コンセプトを踏まえ、販売会名称及びキャッチフレーズを提案すること。

#### ウ 開催日程

J R仙台駅での開催とする場合は計2回の開催とし、1回は令和8年10月23日（金）から10月25日（日）の最大3日間とすること。もう1回は令和9年1月の連続する最大3日間とし、開催日は発注者と協議の上決定すること。なお、販売時間は、各日午前10時から午後8時まで（最終日は午後7時まで）を想定している。

その他の会場での開催とする場合は最大2回の開催とし、開催回数は発注者と協議の上決定すること。令和8年10月中旬から令和9年1月下旬までの任意の期間内で連続した最大3日間の実施とし、日時は発注者と協議の上決定すること。

#### エ 実施場所

J R仙台駅での開催とする場合は、J R仙台駅ハレまちコート会場とすること（令和8年10月23日（金）から10月25日（日）までで会場予約済み）。

その他の会場での開催とする場合は、百貨店や専門店、交通・観光拠点等、県内の主要拠点であり、集客や交流人口の多い場所を選定し提案すること。

#### オ 出店者

県内の食産業関連事業者（6次化畜産事業者含む）及び団体

#### カ 出店者数（予定）

想定最大20事業者（2回開催の場合は10事業者程度×2回）

出店者数が想定を下回ったなどの理由でスペースが余った場合の、残りスペースの活用方法も併せて提案し、実際に下回った場合にはその措置を実施すること。

#### キ 販売商品

県内でのみ生産される独自銘柄（ブランド）を掲げる鶏卵又は豚肉、あるいはそれらを原料とした加工品

（例：豚精肉、殻付卵、〇〇卵のプリン、〇〇豚サンドウィッチ、〇〇卵を使ったケーキやパン等）

### ② 出店者の募集及び調整

#### ア 出店者の募集及び決定方法

県内の多様な事業者等が多く参加するよう、募集期間を1か月以上設ける日程とすること。また、募集方法について、多様な事業者等に周知できるよう配慮すること。特に、例年において精肉等の豚肉を活用した商品の出品数が少ないことから、これら商品を取り扱う事業者の出店促進を重点事項とし、効果的な募集手法及び個別の働きかけを実施すること。併せて、出店にあたっての障壁（人員確保、販売体制、在庫管理等）を把握した上で、委託販売方式の導入や販売支援体制の構築など、出店しやすい仕組みを具体的に企画提案において示し、実施すること。なお、最終的な販売会出店者については、発注者と協議の上決定すること。

#### イ 出店調整及び事前説明

出店者等と出店準備や売上げの手数料（J R仙台駅ハレまちコートの場合、出店者ごとに販売額に応じた出店手数料が発生する）等に係る額の確定等、出店に係る必要な調整を行い、出店者からの各種問合せに対応すること。また、発注者及び開催場所の管理者と調整して、

出店マニュアルを作成し、出店者対象の事前説明会を開催すること。

③ 販売ブースの装飾、設置及び運営

ア 販売ブースの装飾

多様な宮城県内の独自銘柄等のPRや消費促進につながる装飾デザイン及びレイアウトを提案すること。

イ 販売ブース設置及び運営

販売ブースの設置及び円滑なイベント運営を実施すること。会場の利用者や一般の通行、出店者等に配慮したレイアウトとし、バックヤードを作成、設置すること。

なお、冷蔵冷凍ケースレンタル代は、出店者による負担とする。

④ スタッフの配置

発注者や出店者との連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

⑤ 夜間警備

必要に応じて、販売時間外など必要な時間における販売会場の安全管理のために十分な警備を手配すること。

⑥ 会場使用料

会場使用料については本事業費に含めるものとする。ただし、JR 仙台駅ハレまちコートの会場使用料は発生しない。

(2) 消費者交流セミナーの開催

多様で特色ある県産銘柄鶏卵・豚肉の認知度向上と消費意欲の喚起を図り、生産現場への理解促進と地産地消意識の醸成につなげるために、料理体験や試食に加え、生産者と消費者の交流を通じ、生産現場のこだわりや銘柄の魅力を伝えるとともに、消費者の意見や需要等を生産者へ還元する料理教室を実施すること。

① 事業目標

ア 長期休暇シーズン及び土日を中心に4回以上の開催、延べ100人の参加者を目標とする

イ 本セミナーは、銘柄豚肉及び銘柄鶏卵の魅力を経験型で発信することを目的とし、県民における以下の各層を主な対象とする。

A 食材への関心が高く、日常的に食材を購入する層

B 料理や食材へのこだわりや産地への関心が高い層

ウ 開催コース別に対象各層の関心に合わせた内容でそれぞれ開催すること。

県産銘柄豚肉コース：

県産銘柄豚肉の特長が伝わる調理・試食体験や生産者との交流を通じて、県産銘柄豚肉の魅力や食肉への理解を深め、銘柄認知度を向上させるとともに、生産者への消費者ニーズのフィードバックを図る料理教室を実施する。

県産銘柄鶏卵コース：

県産銘柄卵の調理時の使用感や味などの特徴を体感するとともに、生産者との交流を通じて銘柄卵の魅力や卵への理解を深め、銘柄認知度を向上させるとともに、生産者への消費者ニーズのフィードバックを図る料理教室を実施する。

「県産銘柄豚肉コース」 A層1回 B層1回

「県産銘柄鶏卵コース」 A層1回 B層1回

② 企画・計画

- ア 事業目標達成のために効果のある企画を提案すること。
- イ 各コースの開催内容に適した料理人（講師）を提案し、選定調整を行うこと。
- ウ 生産者（講師）は、本委託業務の契約後、県と協議しながら決定すること。

③ 調整

- ア 生産者・講師・関係団体等との調整を行うこと。
- イ 本業務の実施が可能な県内施設において会場及び設備を確保すること。
- ウ 実施に必要な食材・調理器具等の手配は受託者が行うこと。
- エ 調理方法（レシピ）の調整は、県と協議しながら決定すること。

④ 告知・募集・受付・決定

- ア メディア等への露出やインターネットでの発信等の複数の手法により広く周知し、参加者を募集することとし、事業目標達成のために効果のある企画を提案すること。
- イ 参加希望者が簡易にできる申込方法とすること。
- ウ 申込受付及び決定については、受託者が行うものとする。

⑤ 事前準備

- ア 生産者に対する支援として、生産者が銘柄の魅力や生産現場の取組、課題、現状等を消費者へ分かりやすく伝えられるよう、資料作成支援や情報発信方法の助言等の必要な支援を行うこと。なお、支援内容の例としては、PR動画の作成、プレゼンテーション資料の作成支援、効果的な説明方法やプレゼンテーションのノウハウの共有等が想定される。
- イ 調理方法（レシピ）・購入可能店舗リスト等の資料を用意し、参加者へ配布することで、参加者の関心を高め、理解を深める工夫をすること。
- ウ 本業務で使用する食材は、参加人数分を受託者が準備すること。

⑥ 管理運営

- ア 消費者交流セミナーには、基本的に受託者が同行し、参加者の受付、誘導、解散までの案内及び体調不良者等への緊急対応等、運営全般を行うこととし、運営体制を提案すること。
- イ 保険をかける等、食中毒や火傷を始めとする損害・傷害等の発生に備えること。
- ウ 参加者の事故やケガ、体調不良者等を未然に防ぐため、主たる実演者の他、補助スタッフによる安全確保体制を整える等、衛生管理や安全面には十分配慮すること。
- エ 実施に当たっては感染症等防止対策を行うこと。
- オ 県内の養豚・養鶏における家畜伝染病の発生状況に応じて、インターネットを活用したオンライン配信等、生産者が参加できない場合の代替案等も用意すること。
- カ 参加者からは参加費として飲食費等の相当分を徴収することとし、その金額については県と協議して決めることとする。

#### ⑦ 実施後

- ア 参加者に対し、参加した感想を SNS 等に投稿するよう誘導すること。
- イ 各回の終了後に、開催状況を SNS 等で発信することにより、次回開催や県産銘柄豚肉・鶏卵への関心へつなげること。
- ウ 参加者の生産者に対する意見等を取りまとめ、生産者へ共有すること。

#### ⑧ 料理教室の運営に関するマニュアルの作成

- ア 複数回開催することを念頭に効率よく運営するための手順書等を作成すること。
- イ 生産者（講師）が参加者に対し、銘柄の PR を効果的に行うためのノウハウを獲得できるよう、参考資料を作成すること。

#### (3) バーベキューを活用した県産銘柄豚肉フェアの開催

県内のバーベキューを提供するキャンプ場、グランピング施設、飲食店等（以下、バーベキュー提供飲食店等という）において、県産銘柄豚肉（その加工品含む）を取扱う商品を提供するフェアを開催することで、それらの消費促進及び販路開拓を図るとともに、消費者に対し、食体験を通して認知度向上と消費意欲の喚起を図るために、銘柄の魅力を PR するより効果が高い手法を受注者が提案すること。

#### ① 実施要件

- (期間) 1 か月程度
- (場所) バーベキュー提供飲食店等
- (対象) 県民を中心とする一般客
- (目標) 開催会場 2 件（店舗）以上
- (内容) バーベキュー提供飲食店等で県産銘柄豚肉等の魅力を体感できるメニューをはじめとした、県産銘柄豚肉等活用バーベキューメニューを提供し、参加会場の県産銘柄豚肉等の継続的な消費や県民を中心とする一般客に対する PR を図る。

- ② バーベキューを活用した県産銘柄豚肉フェアの参加飲食店等の選定・調整  
県産銘柄豚肉フェアに参加するバーベキュー提供飲食店等を提案し、選定と調整の業務を行うこと。なお、最終的な参加飲食店等については、発注者と協議の上決定すること。
- ③ 告知・県産銘柄豚肉の PR  
フェアの実施について、飲食店等と調整の上、SNS 等を活用することで消費者への事前告知を行うこと。また、より多くの集客や県産銘柄豚肉の魅力 PR につながるような情報発信を提案すること。
- ④ 運営
- ア フェアに参加する飲食店等に対し、提供メニューとして取り扱う銘柄豚肉を選定させる際に必要なサンプルや銘柄豚肉の特徴等の情報の提供など、銘柄豚肉の取扱いを推進するために必要な支援策を提案すること。なお、それらの支援に要する費用（サンプル提供費用等）は委託金に含むものとし、提供メニューの原材料費については、フェア参加飲食店等が負担するものとする。
- イ フェア開催前に、フェア参加飲食店等のフェア提供メニューを発注者が確認できる機会を設けること。
- ウ 県産銘柄豚肉を使用したフェアを行っていることが消費者に周知されるよう、効果的な PR（メニューフェア、店頭 PR イベント、店頭配布リーフレット作成、メディアへの情報提供、SNS の活用等）を提案し、県及び関係団体等と連携して実施すること。

#### （4） 広報活動の実施

（1）～（3）の業務において効果的な誘客を図るため、相互の連携を意識した一体的な広報を県内の消費者を中心として実施すること。広報・宣伝媒体及び時期は提案すること。

#### （5） 事業効果の検証

事業効果を把握し、報告すること。効果把握の手法として、事業目的（県産銘柄鶏卵・豚肉の消費促進、認知度向上及び継続的・安定的な流通・販売の促進等）の達成状況を評価できるような内容となるように配慮し、消費者、生産者及び事業者等に対するアンケート調査の実施や、その他、効果的な調査・分析を行うこと。

また、販売会出店事業者やフェア参加飲食店等の満足度や事業全体に係る改善点等の分析を行うこと。

## 5 成果物

### （1） 成果物の提出について

この業務の成果物として、業務実施結果報告書を作成し、業務完了報告書に添付して紙及び電子データ（可変ファイル形式）で提出すること。また、本事業により作成した PR 資材等及びそのデータを提出すること。

(2) 成果物の利用について

この業務で撮影した画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、この業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(3) 成果物の権利等について

- ① 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ② 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ③ 制作物について、発注者に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

## 6 留意事項

- (1) 受注者は、この業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容及び方法について確認を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (3) この業務の実施に当たり、装飾デザイン、アンケート項目等の決定は、発注者と事前に協議すること。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た秘密を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 事業の遂行（再委託をした場合を含む。）に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を守らなければならない。
- (6) 受注者は、本業務に伴う書類並びに帳簿及び会計に関する諸記録を整備し、本会計年度終了後5年間保存すること。

## 7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議し、合意の上、実施すること。
- (2) 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとするが、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ様式第1号「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、発注者の承諾を得ること。
- (3) 再委託を受けることができる第三者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ウ 県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
  - エ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する

措置要件に該当しないこと。

オ 財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。

カ 県税の未納がない者であること。

キ 個人情報等の取扱いに関する情報セキュリティー管理体制を構築している者であること。

- (4) 本業務は、国の交付金を財源として実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続きの中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。